

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第126条の規定に石川県が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計及び機械類の製造又は施設の管理（以下「県工事」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する県工事の競争入札における指名の停止（以下「指名停止」という。）に必要な事項について定めるものとする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、県工事の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときには、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第7号から第13号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第7号から第13号までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24箇月を超える場合は24箇月)まで延長することができる。
- 5 指名停止中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第13号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第7号、第10号又は第13号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第7号から第13号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第7号から第9号まで又は第13号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったとすることが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第7号から第9号まで又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(5) 県の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第10号から第13号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 指名停止の期間中の有資格業者が、県工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

- 1 この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前にした廃止前の石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の規定による指名停止等の措置は、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。
- 4 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の措置に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱の改正は、昭和62年9月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の措置に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱の改正は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にした行為に対する指名停止等の措置に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱の改正は、平成18年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

石川県内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 | |
|---|-------|--------------------------|
| (虚偽記載) 1 石川県及び県関係公社の発注する工事（以下「県工事等」という。）の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 1箇月以上 | 6箇月以内 |
| (過失による粗雑工事) 2 県工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。 3 前号に掲げる以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 | 1箇月以上 | 6箇月以内 1箇月以上 3箇月以内 |
| (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 2週間以上 | 4箇月以内 |
| (公衆損害事故) 5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 1箇月以上 | 6箇月以内 1箇月以上 3箇月以内 |
| (工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 2週間以上 | 4箇月以内 2週間以上 2箇月以内 |

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 | |
|--|---------------|--------|
| (贈賄) | | |
| 1 次のア、イ又はウに掲げる者が県職員又は県関係公社職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から | |
| ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。 | 4箇月以上 | 12箇月以内 |
| イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。 | 3箇月以上 | 9箇月以内 |
| ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。 | 2箇月以上 | 6箇月以内 |
| 2 次のア、イ又はウに掲げる者が石川県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から | |
| ア 代表役員等 | 3箇月以上 | 9箇月以内 |
| イ 一般役員等 | 2箇月以上 | 6箇月以内 |
| ウ 使用人 | 1箇月以上 | 3箇月以内 |
| 3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から | |
| ア 代表役員等 | 3箇月以上 | 9箇月以内 |
| イ 一般役員等 | 1箇月以上 | 3箇月以内 |
| (暴力団関係者) | | |
| 4 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 | 6箇月以上 | 12箇月以内 |
| 5 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。 | 2箇月以上 | 6箇月以内 |

| | | |
|---|-------|--------|
| | | |
| 6 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 | 2箇月以上 | 6箇月以内 |
| (独占禁止法違反行為) | | |
| 7 県工事等に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき(第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | 3箇月以上 | 12箇月以内 |
| 8 石川県、新潟県、富山県及び福井県の地域内において業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である認められるとき(前号及び第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | 2箇月以上 | 9箇月以内 |
| 9 前号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき(第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | 1箇月以上 | 9箇月以内 |
| (競売入札妨害又は談合) | | |
| 10 次のア又はイに掲げる者が、県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | | |
| ア 代表役員等 | 4箇月以上 | 12箇月以内 |
| イ 一般役員等又は使用人 | 3箇月以上 | 12箇月以内 |
| 11 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | | |
| ア 代表役員等 | 3箇月以上 | 12箇月以内 |
| イ 一般役員等又は使用人 | 2箇月以上 | 12箇月以内 |
| 12 次のア又はイに掲げる者が、前号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 13 号に掲げる場合を除く。)。 | | |
| ア 代表役員等 | 3箇月以上 | 12箇月以内 |
| イ 一般役員等 | 1箇月以上 | 12箇月以内 |

| | | | |
|----|---|----------|--------|
| | (重大な独占禁止法違反行為等) | | |
| 13 | 県工事等に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなつたとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。 | 6箇月以上 | 24箇月以内 |
| | ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 | | |
| | イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | | |
| | (建設業法違反行為) | | |
| 14 | 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 2箇月以上 | 9箇月以内 |
| 15 | 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 | 1箇月以上 | 9箇月以内 |
| | (不正又は不誠実な行為) | | |
| 16 | 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 1箇月以上 | 9箇月以内 |
| 17 | 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 1箇月以上 | 9箇月以内 |
| 18 | 別表第1及び前各号にかかわらず特別の理由があると認められるとき。 | 必要と認める期間 | |